



---

こども環境学会 2011 年度 総会資料

---

2011 年 4 月 23 日（土） 午前 9 時より 10 時まで  
会場：東京大学医学部総合中央館（医学図書館）3 階 会議室

**議事予定**

1. 開会宣言
2. 定足数の確認
3. 代表理事あいさつ
4. 2010 年度（第 6 回）学会賞 発表
5. 議案
  - 1 号議案 2010 年度事業報告
  - 2 号議案 2010 年度決算報告
  - 3 号議案 公益社団法人認定手続きについて（報告）
  - 4 号議案 2011 年度役員就任について
  - 5 号議案 2011 年度事業計画
  - 6 号議案 2011 年度予算計画
6. その他
7. 閉会宣言

---

## 2010 年度（第 6 回）こども環境学会賞の発表

---

2011 年 3 月 15 日  
デザイン賞選考委員長 仙田 満  
論文著作賞選考委員長 織田正昭  
活動賞選考委員長 小澤紀美子

2010 年 7 月より公募致しましたこども環境学会の学会賞につきましては、2010 年 11 月末までに論文賞 12 件、デザイン賞 7 件、活動賞 10 件、合計 29 件のご応募をいただきました。

選考委員による厳正な審査の結果、論文著作賞なし、論文著作奨励賞 2 件、デザイン賞 1 件、デザイン奨励賞 3 件、活動賞 1 件、活動奨励賞 4 件、合計 11 件が選定されました。

受賞者および講評は以下の通りです。（各賞ごと、応募者の 50 音順）

### こども環境学会 論文・著作賞

#### 《論文・著作賞》

該当者なし

#### 《論文・著作奨励賞》

安部芳絵（早稲田大学文化構想学部）

「子ども支援学研究の視座」

千代章一郎（広島大学大学院）

「小学生児童による生活環境に関する地図描写の変化」

### こども環境学会 デザイン賞

#### 《デザイン賞》

松村正希（莫設計同人）

「きょうだい保育と、子どもたちの生きる力を引き出す家（おうち）」

#### 《デザイン奨励賞》

加茂紀和子、曾我部昌史、竹内昌義、マニユエル・ダルディッツ、小野田泰明

（みかんぐみ）

「伊那東小学校」

手塚貴晴+手塚由比（手塚建築研究所）、堀内紀子+MacAdam Charles、

今川恵英、今川聖英

「ネットの森」

遠野未来（遠野未来建築事務所）

「つぼみとそらまめ・・・左官によるこども空間の可能性」

### こども環境学会 活動賞

## 《活動賞》

鈴木賢一、岡庭純子、名古屋市立大学学生（名古屋市立大学大学院芸術工学研究科）  
「病院における子どものための療養環境整備活動」

## 《活動奨励賞》

佐藤哲信（日本公開庭園機構）  
「市民による通学路安全緑地づくり活動」

松平千佳（静岡県立大学短期大学部）  
「小児医療におけるホスピタル・プレイ活動について」

三輪律江（ミニシティプラス）  
「こどもたちがまちを創る～ミニヨコハマシティの活動」

米倉雅真（こども未来フォーラム）  
「子ども未来フォーラム：子どもの遊び環境をつくる活動」

以上が受賞されたものですが、選考に漏れた方々におかれましても受賞者に劣らないすぐれた学術活動や実践活動であることを申し添えますとともに、さらに一層の活躍を祈念いたします。また更に多くの会員の皆様が次回の学会賞に応募されますことを期待いたします。

## 各賞の対象と審査委員

### (1) こども環境論文・著作賞

近年中に完成し発表された研究論文および著作出版物であって、こども環境学の進歩に寄与する優れたもの。

選考委員：織田正昭（委員長）、

委員長 織田 正昭（東京大学・国際保健／発達医科学）

（委員）飯島 純夫（山梨大学医学部・公衆衛生／看護）

（同）清水 将之（関西国際学・児童精神医学）

（同）住田 正樹（放送大学・発達社会学）

（同）仙田 満（放送大学・環境建築学）

（同）高橋 鷹志（東大名誉教授・建築）

（同）高橋 勝（横浜国立大学・教育人間学）

（同）寺本 潔（愛知教育大学・社会科教育）

（同）夏秋 英房（國學院大学・児童学）

（同）福岡 孝純（帝京大学・スポーツ環境）

（同）矢田 努（愛知産業大学・建築）

### (2) こども環境デザイン賞

近年中にデザインされた環境作品（建築・ランドスケープ・インテリア・遊具・家具・グラフィックその他）であり、こども環境学的見地からも高い水準が認められる独創的なもので、子どもの成育に資することが認められるすぐれた環境デザイン。

選考委員：

委員長 仙田 満（放送大学・環境建築学）

（委員）石井 賢俊（NIDOインテリアルデザイン・プロダクトデザイン）

（同）及部 克人（武蔵野美術大学名誉教授・視覚伝達デザイン）

（同）定行 まり子（日本女子大学・住居学）

（同）千代 章一郎（広島大学・建築史学）

（同）福岡 孝純（帝京大学・スポーツ環境）

（同）松本 直司（名古屋工業大学・建築計画学）

### (3) こども環境活動賞

こども環境に寄与する、上記以外の活動（施設運営・行政施策・社会活動・その他）であって、近年中に完成した業績および継続的な活動によってその成果が認められた活動。

選考委員：

委員長 小澤紀美子（東海大学・環境教育）

（委員）神谷 明宏（聖徳大学・児童学）

（同）岸 裕司（学校と地域の融合教育研究会）

（同）木下 勇（千葉大学・まちづくり）

（同）木村 歩美（篠原学園専門学校・幼児教育）

（同）黒岩佐和子（児童支援活動）

（同）宮本 照嗣（市民活動）

## こども環境学会 論文・著作賞

### 〈総評〉

第4回論文著作賞は、応募12点について11名の審査委員全員が約2カ月にわたって査読し、それらをコメント付き評点をもとに評価し、さらに審査委員会での議論を経て決定したものである。その結果、最終的に原著論文6点、著書1点が二次審査に付され、委員会でのさらなる討論をもとに最終的に、本賞該当なし、奨励賞2点が選出された。近年の応募が著書・著作にやや偏りがちであったことから、今回、原著論文の応募が多かったことは喜ばしいことである。個々の奨励賞受賞作品の講評は指定審査委員に委ねるが、今後の応募条件を明確化すべく、公表されていない学位論文そのものの応募は避けていただくこと、応募は日本語または英語で書かれたものであること、同一年度に同じ学会員が同一分野への応募は1点に限ること、などが審査会で改めて確認された。応募作品はいずれもかなりの力作であり、審査委員の頭を悩ませたが、やはりこども環境という視点が見えるもの、研究目的が明確であり、それに対応する結果が明示されているもの、論文書式として整っているもの、に高評価が与えられた。本賞は当学会の学術レベルの指標の一つになるものであるが、今後のこども環境学の教育・啓蒙に高く寄与するものも顕彰対象になる。会員各位におかれては、研究レベルのみから判断して応募をためらうのではなく、積極的に本賞に応募していただきたい。本賞受賞作は研究レベルを反映するが、応募数が多いことはまた学会の学術活動の活発さの指標になるからである。

(論文著作賞審査委員長 織田 正昭)

### 〈論文・著作賞〉

該当者なし

### 〈論文・著作奨励賞〉

安部芳絵（早稲田大学文化構想学部）

#### 「子ども支援学研究の視座」

本作品（著書）は、こども支援学構築への試みとして、こども参加支援研究を理論・実践・制度の面から重層的に検討したものである。理論の構造を分析し支援者の専門性と役割を論じる理論編では、こどもの権利条約を下敷きに、乳幼児期のこども参加の意義・目的、社会教育におけるこども・若者の社会参加論・地域福祉論、エンパワーメント論等について内外の文献を整理し詳細に論じている。実践編では、事例の省察的分析をもとに社会に開かれた実践知のあり方と課題を提示し、力作として高い評価を得て奨励賞に推された。参考文献も多く、参加支援論の良いテキストとして活用していただけるであろう。こどもの権利保障には実践を支える制度構築が求められるが、書籍化にあたっての詳細な議論割愛が惜しまれる。こども環境学研究の重要な一領域をなす参加に関する研究として、こども参加それ自体の目的や意義とともに、家庭、学校、社会が置かれている現実の状況を踏まえた物的、人的サポートとその再配置の構想、スペシャリストとしてのこども参加支援者の社会的位置づけなどの確立にむけ、一層の展開を期待したい。

(矢田努)

### 〈論文・著作奨励賞〉

千代章一郎（広島大学大学院）

#### 「小学生児童による生活環境に関する地図描写の変化」

本論文の視点は、こども環境を考えるうえで興味深いものである。被験者は少ないものの、小学4年生から6年生までの者が描画した自宅の空間配置を手がかりに、学年が上がるにつれて、その空間配置がどのように変化するかを考察した研究である。論文の構成や論旨の展開は適切であるが、やや記述的であり、データの定量的解析もほしかった。「公共的、私的な空間」、居住形態や通学経路による類別、「楽しい、楽しくない」という児童の嗜好性の把握、「開く、閉じる」という用語法、公立小学校の児童を対象とした分析など、今後の進展が待たれる。しかし、高層マンションに住み、遠距離通学をする附属小学校の児童は、外の世界への関心度が低くなるなどが指摘されるなど、興味深い話題が提供されている。全体的にバランスが取れているよい論文なので、奨励賞に値すると判断した。

(福岡孝純)

## こども環境学会 デザイン賞

### <総評>

こども環境学会デザイン賞は子どもの視点に立つ建築、造園、遊具、プロダクト、絵本、グラフィックス等さまざまなデザイン領域の総合的な評価より優秀なるデザイン作品を表彰するものである。第6回である本年度は7点の応募があった。遊びを創出する遊具、子どもの視点に立った保育園や園庭づくり、新しい学校空間など多様なデザインが応募された。

第1段階の審査で現地審査作品5点を選定し、担当の審査員が現地審査やヒアリングを行い、最終的に本年のデザイン賞として1点と奨励賞3点を決定した。

本年もデザインレベルが高く、少数激戦となったが、良い作品を表彰することができたと思われる。こども環境学会デザイン賞は建築、ID、造園、スポーツ科学、子ども文化等、専門領域の異なる審査員による多様な評価のもとに決められた。その点で受賞作品は多面的な高い評価が得られた作品といえる。受賞者の今後のますますの活躍を期待したい。またすべての応募者のご努力に感謝し、再び本賞に挑戦していただきますようお願いしたい。

(デザイン賞選考委員長 仙田満)

### <<デザイン賞>>

松村正希（莫設計同人）

#### 「きょうだい保育と、子どもたちの生きる力を引き出す家（おうち）」

滋賀のきたの保育園は、緑豊かなところで京都・大阪への通勤圏にある。産休明け保育、夜7時までの延長保育、障害児保育、一時保育のほか子育て支援センターも行っている。開園して2011年に8年になる。開園当初から1～5歳児約25人ほどをひとつの家族とする「保育室＝家（おうち）」と遊戯室、屋外テラスによって構成されている。『おうち』は、調理人と保育者がふたりで担当する。

平面計画は、0歳児用、1～5歳児約25名＝1家族（異年齢集団）用の『保育室＝家（おうち）』と遊戯室、屋外テラスによって構成されている。各「おうち」は玄関、対面式キッチン付の台所、食道、居間、寝室、トイレ、浴室（シャワー室）を有する平面構成（日本家屋の伝統的な『田の字型』）となっており、子どもたちが生活するのに必要な機能が家と同じようにそろうている。

園長さんから、異年齢集団による保育を『きょうだい保育』と呼ぶのだと教えられた。『1歳児を含めた異年齢の日々の生活は、人が育つ当たり前の普通の環境であり、その環境のなかで「人としての育ち」を育てている子どもたちです。見たり真似たり、頼ったり頼られたり、憧れたり、憧れられたり、甘えたり、甘えられたり、叱ったり、叱られたり、たくさんの人を思う気持ちがあふれている異年齢の生活です。』と語り継いだ。

まずは、子どもたちを見ることになった。大きな屋根の下にゆとりのある三つの保育室とひとつの乳児保育室がある、ひとつの保育室は121㎡、遊戯室や事務所、厨房、交流室、テラスなどを合計すると約800㎡ほどもある。

ちょうど昼食を準備しているところだった。トイレとの大ガラス窓からの見通すと調理をしている調理師のまわりに子どもたちが集まっており、低い机に座っている1歳児のテーブルに両手でお椀を大切に持って配膳している子どもがいる。と園長さんが『あの子は2歳です』と。思いがけない光景に驚き注視していると3人程の座っている1歳児に配膳がおおると、前掛けをはずして、調理人のそばにいきほったように寄り添う。子どもは、緊張しているのだ。やさしく声がけをされて笑顔を見せる。

全員が昼食を食べ始めた。大きい子が小さい子におかずをわけている。小さい子の食事を手伝っている。園長さんの話されていた言葉の意味が初めて理解できた。私の孫が2歳と5ヶ月、両親が働いており、終日保育施設で過ごしている。会うたびに言葉を覚え成長著しいが、配膳をする姿など想像することもできなかった。

『家族を意識した保育空間のなかでの子どもたちの生活と発達を深く考え、保育方針のひとつとして、生きていくために最も大切な「食環境の充実」を掲げている。』

ここでは、設計者がこのような『きょうだい保育』を提案したのだという。空間の配置が保育のありかたに合わせて構成されている。しかし、これを引き受けた園長さんや調理師や保育者の保育のありかたにたいする考え方が、共有されるまでに多くの試行錯誤がかさねられた違いない。ゆとりのある空間のなかこそ、独自の保育のありかたが育つのだということが短い時間の見学者にもまっすぐ伝わる成果が見てとれた。

(及部克人)

### <<デザイン奨励賞>>

加茂紀和子、曾我部昌史、竹内昌義、マニユエル・ダルディッツ、小野田泰明（みかんぐみ）

「伊那東小学校」

住民の要望で保存されたコヒガン桜の巨樹は、新校舎に設けられた広場の中心に座し、小学校の象徴となっている。建物は東の山脈を望むように南北に伸び、塀のない校庭は周辺地区に開放され、遠方の山々まで広がっている。新校舎は、旧校舎を壊す前に建設したと言う。校庭が十分な広さを確保できたことと、残された旧校舎とを結ぶ長い渡り廊下の設置がこれを可能にしたのだろう。幅が広くやや下っている渡り廊下は、左右が全面ガラス張り、西の学級菜園と東の校庭を視覚的につないでいる。この建物特徴は、空間の時間的・物理的・心理的な連続性のようだ。1年生の教室の間に設けられた中庭は、上履きそのまま利用できる。2階の天井は高く緩やかに傾斜し、そこから白く軽快なたれ壁が格子状に広がっている。2階の共用スペースから教室にいたる空間は、くねくねと見え隠れしながら次の空間へとつながっている。教室の入口のまるで取り次の間のような小部屋、1階の教室と校庭との間の土間など、隣接空間との多様な連続をもたらし仕掛けが、豊かな空間を構成している。ただ、渡り廊下を見通せるようになっている職員室の開放的なガラス面が、貼る紙でふさがれてしまっているなど、建築とその利用との間に違和感があったのが残念なところである。

(松本直司)

## 《デザイン奨励賞》

### 手塚貴晴＋手塚由比（手塚建築研究所）、堀内紀子＋MacAdam Charles、今川憲英、今川聖英 「ネットの森」

彫刻の森、ネットの森は造形作家 堀内紀子氏と建築家 手塚貴晴、・由比氏の協同作品である。堀内氏は、私の知る限り沖縄の海洋博で造園家の高野文彰氏と協同で素晴らしいこどものためのあそび場をつくられた。その後、多くの場所で美しいネット造形と、その中での子どものあそびの展開がみられた。彫刻の森に堀内氏のネットが最初に置かれたのは1986年のことだ。堀内紀子氏の造形作品としての評価は高く定まっている。今回はどちらかといえば建築家手塚氏が堀内氏のネットとどのように取り組み、新たな展開をしていくかという点に強い興味をもった。集成材の角柱を横に積み重ねた造形はおもしろく、外部の彫刻の森といきづく関係はとても良いと思う。しかし角材は子どもにとって登り、くぐり、探索する素材でもある。それが禁止されていることにきわめて残念な感じがした。フレーム自体が子ども達のあそび場となるような構成を期待したのだが、実際にはネットだけの魅力になってしまっている。すなわち堀内氏の世界だけに留まっている。それはそれで素晴らしいのだが、すでに評価が定まったものであり、今回はやはりそれとの新たな挑戦を期待したところがある。全体としては高いレベルの環境デザイン作品といえるのだが、私たちの期待はもっとそれ以上だったと言う点から、奨励賞としている。

(仙田満)

## 《デザイン奨励賞》

### 遠野未来（遠野未来建築事務所）

#### 「つぼみとそらまめ・・・左官によるこども空間の可能性」

矢向つぼみ保育園は横浜市にあるビル1階を改装した約50坪の保育園である。0、1、2歳児32人の園児構成でこども4人に一人の保育士がつく。地域とのかかわりを深めるために窓ガラス越しに街ゆく人とこどもたちの交流ができるような工夫がなされている。園内は壁、天井を、呼吸する自然素材であるしっくい仕上げで緩やかな曲面を描き、床をサワラ材として作者遠野氏が「いのちをつなぐ巣」と呼ぶ胎内を思わせるような安心感と温もりがある空間表現となっている。当園手作りの低い移動式のパーテーションで多様なテリトリーをつくり、ヒノキ材の室内遊具をきめ細かく配置して各年代ごとに異なる保育活動の効果を上げている。この緻密に計画されたコンパクトな空間の中央に太くうねった曲がり丸太が床から天井まで昇りつめた大蛇のようにドカンと異彩を放って息づいている。一見デクノボウのように見えるこの大蛇は常にこどもたちを見守り、抱きつくたくましくも温かな遊び相手となってくれる。

やがてこの園を巣立っていくこどもたちのもろもろの楽しい思い出の中に、この大蛇はダイナミックな原風景としていつまでも生き続けるであろう。コンパクトな空間を効率良く活用する機能的な用具構成と対峙させて太い曲がり丸太をこどもたちへの贈り物とした作者の「対立と調和」の技の妙が見事である。

(石井賢俊)

## こども環境学会 活動賞

### <総評>

本部門は子どものための環境づくりにかかわる研究論文の分野並びに子どものための諸施設のデザイン分野以外の、子どものための諸実践や諸活動を広く対象としている。今年度は10の団体、個人からの応募がありました。事前に各団体からの活動の内容とパワー満載の分厚い応募資料の3部を持ち回りで読ませていただき、その後、審査員一同会して審査会議を開き各審査委員から全活動に対する評価コメントと評点を出し合いながら公正かつ慎重に審査しました。

今回の応募の内容は、建築家というキャリアを知ってもらおう活動、通学路安全緑地づくりによる子育て支援、病院における療養環境整備活動やホスピタル・プレイ活動、おもちゃ美術館の運営活動、親子の遊び・保育活動、子どもたち自身の活動の支援など多彩な活動でした。子どもの可能性を広げ、深め、地域づくりにつなげ、大人自身が元気になっていく活動で、NPO法人の取り組み、個人の取り組み、地域での取り組みなど多様な活動形態で、こども環境学会の広がりを見せている。

今回、応募された7団体の活動はいずれも受賞に値する活動であったが、活動賞1団体、活動奨励賞4団体を選考した。惜しくも今回選考に漏れた団体、個人、グループは次回以降にも受賞の機会があるので、活動を継続して応募していただきたい。

受賞された団体、活動の選定理由に関しては、各団体への講評を参照していただきたい。

(活動賞選考委員長 小澤紀美子)

### 《活動賞》

鈴木賢一、岡庭純子、名古屋市立大学学生（名古屋市立大学大学院芸術工学研究科）

#### 「病院における子どものための療養環境整備活動」

あいち小児保健医療総合センター、名古屋市立大学病院、名古屋第一赤十字病院小児医療センター、三好町民病院、津島市民病院、ヨナハクリニック、緑の森こどもクリニック等2000年より2009年まで17（現在進行中を含めると20ヶ所以上）の病院にて、主に壁画、内装環境を中心に、入院する子どもたちの観点から不安感を取り除き、温かい療養環境の創出に、大学の研究室あげて取り組んできた成果である。また大学らしくしっかりとその効果についても研究対象として確かめている。そしてこの一連の成果を2009年にはビジュアルにわかりやすく、またメディアの紹介事例や発表論文リストまで含めて記録にまとめ、さらに映像DVDにまでまとめている。

その内の一例では子どもたち参画でデザインをした過程の子どもたちの絵も使いながら『まほうのテント』という絵本にまで作成している。小児医療環境の改善に子どもたち参画でこんなにも夢が広がる、「やればできるのだ」という自信と喜びを治療中の子どもたちに与えるこのプロセスは小児医療環境改善の新しい境地を見せている。

以上のような継続的な取り組みと成果は驚きであるし、感動的でもある。大学の研究室ならではのパワーを見せている。これは代表の鈴木氏のみならず、作業を行った歴代の学生達や協力専門家及び病院の関係者、そして参加した子どもたちに授与されるべき業績であろうが、その一連の活動をリードしてきた氏の持続した熱意というものにも脱帽される。

この活動は大学ならではの点もあろうが、多くの小児医療環境の改善への動機づけや参照事例として普遍的な意義もみられる。

以上のことより、本学会活動賞にふさわしいものとして推薦する。

(木下勇)

### 《活動奨励賞》

佐藤哲信（日本公開庭園機構）

#### 「市民による通学路安全緑地づくり活動」

通学路の環境改善にオープンガーデンの発想で安全緑地をつくっていかうという一連の活動である。見通しの悪い交差点角の敷地をカットして公開緑地とすることで、見通しがよくなり交差点が安全になる。通学路沿いの接道部分をオープンに居住者が草花の世話する緑地とすることで安全で快適で子どもたちと地域の人の会話が弾む安全な道になる、という発想は、当学会がとりまとめた「子どもの遊びと安全・安心が両立するコミュニティづくりガイドライン」にも通じる考えである。そういう面でたいへん期待される活動である。

ただしまだ通学路・安全緑地の実績は今のところ学校敷地や公園等公共用地上でしかみられない。いかに民間敷地もこの構想に協力してもらうようにするか、それができてはじめて通学路安全緑地という構想も生きてくるであろう。そこまで展開しているならば活動賞に値すると思われるが、今後その課

題にチャレンジされることを期待して奨励賞を授与したいと考える。

(木下勇)

## 《活動奨励賞》

松平千佳（静岡県立大学短期大学部）

### 「小児医療におけるホスピタル・プレイ活動について」

すべてのこどもに暖かい風を送ることが、今、我が国が真っ先にしなくてはならないことである。子ども・子育て新システムの議論は、その大前提を常に基本においてなされるべきであるが果たしてどうだろうか。そのような中、静岡県立大学短期大学部が行っているHPS（Hospital Play Specialist）養成教育事業は、まさに入院する子どもたちに暖かな風を送るものとして注目したい。

子どもをどんな時も「遊び」から遠ざけてはならない。なぜなら、子どもは遊びを通して学び、育ち、人とつながっていくからである。遊ぶなかで見せる笑顔は大人を癒し、何より笑うことはお互いの自然治癒力を高めることにもなるだろう。

病院内におけるこども環境をよりよいものにしていくため、この養成講座に大きな期待を寄せたい。医療従事者はもちろん入院した子どもの幸せを願っているだろう。そこに、HPSが加わることで一層の暖かい風が送られることになるだろう。本人や家族はもちろんのこと、病院に勤める大人たちすべてに春風をもたらす可能性を感じたのは私だけだろうか？

(木村歩美)

## 《活動奨励賞》

三輪律江（ミニシティプラス）

### 「こどもたちがまちを創る～ミニヨコハマシティの活動」

横浜市都筑区の生涯学習課で開催された講座の受講生によって、行政とは異なる立場で“まちづくり”をすすめる目的で「NPO法人I Love つづき」の活動の一環として、ミニヨコハマシティ研究会は誕生した。2007年から開始された研究会の活動は学習の中で知った“こどものまち”の実践を自分たちの地域で開催したいと活動に取り組み、その年の3月17日・18日には第1回の「ミニヨコハマシティ」を実施した。それ以降「NPO法人 ミニヨコハマシティ・プラス」として本年まで活動をすすめる中では、横浜開港150周年イベントで大栈橋ホールを会場に「第2回こどものまち世界大会 in ヨコハマ」を開催するなど、社会的にも“こども参画”をすすめる目覚ましい活動を展開している。特に他のこどものまちの実践と比較して、行政との協働による“こども参画”のモデルとしても見るべきものがある。

(神谷明宏)

## 《活動奨励賞》

米倉雅真（こども未来フォーラム）

### 「子ども未来フォーラム：子どもの遊び環境をつくる活動」

1997年に仙台市が開始した「こども未来フォーラム」は、教育機関、団体、市民などが実行委員会を組織し、児童館も加わって事業の企画～実施～まとめを行うもので、さまざまな年齢層のこどもと、関わる大人に向けて多様なプログラムを行ったが、高校生自主事業も組み込まれるなど、市民・こどもの参画事業としても本格的な取り組みである。2002年に市は費用負担を終了した後も、「こども未来フォーラム」に参集した関係者により幼稚園を会場に軽費で継続されている『こどものまち』には、長年にわたり築かれたネットワークと経験が生かされている。

長年にわたり市民参加型で進めてきた中で、運営者と、協力者、参加者が育ち合う形が生み出されており、参加した小学生はやがて中学生の『Jr. ボランティア\*アーノ』、高校生以上の『ボ\*ランテ\*アーノ』となって100名を超すボランティアを形作っている。「こども未来フォーラム」は、長年の事業実績を活かして、仙台市におけるこどもにやさしい地域文化のさらなる向上に貢献しており、活動奨励賞にふさわしいものである。

(宮本照嗣)



# 1号議案

## 2010年度事業報告

2011年4月 こども環境学会事務局

2010年度（2010年4月1日より、2011年3月31日まで）に以下のような活動を実施しました。

### 1. 2010年大会(広島) こどものちから

実行委員長：千代章一郎（千葉大学）

【開催】2010年4月22日（木）～4月25日（日）

【会場】広島平和記念資料館東館メモリアルホール  
広島市まちづくり市民交流プラザ・袋町小学校

【参加者数】賛助協賛企業団体数：45団体

参加者数：約1,015人（子どもの参加者数：165人）

【4月22日（木）】

エクスカージョンA「こどものための施設見学バスツアー」  
学校法人鶴学園なぎさ公園小学校、広島女学院ゲーンズ幼稚園  
エクスカージョンB「新広島市民球場見学」  
新広島市民球場（MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島）

【4月23日（金）】

国際シンポジウム：平和を築く子どもたちの感性と力～広島からのメッセージ

開会式：2010年大会（広島）「感性のこどもたち」

国際シンポジウム：こどもにやさしいまちづくり～こどもが参加できるまち～

■ 基調講演「我が国の成育環境の現状とこどもにやさしい都市づくり」仙田満

■ 特別講演『ミュンヘンー子ども・若者の参画と「こどもにやさしい都市」に向けて』  
ヤナ・フレードリヒ（ミュンヘン市子ども代理特別専門官）

【4月24日（土）】

特別講演「けんちくとこども」伊東豊雄

■ワークショップ「こどもたちの平和公園」 ■ 展覧会「建築が実現するまで」

2009年度こども環境学会賞・受賞式および講演会

2010年度 総会 24日（土）広島市まちづくり市民交流プラザ

交流会 24日（土）

【ポスターセッション】24日（土）～25日（日）

ポスターセッション出展数：43点〔ポスターセッションA（学術研究27点）、ポスターセッションB（非営利団体の活動紹介12点）、ポスターセッションC（企業等の活動紹介4点）〕。

優秀ポスター発表賞（5点）

●遊び環境を改善するための新たな遊具デザインの方法と提案（桑原淳司） ●中山間地での活動実態における場所の持つ意味と物語性（青木一郎ほか） ●教員の業務に対応した学校空間に関する研究（中山豊ほか） ●子どもたちの創造的な遊び場をつくる環境要素（加藤寛子） ●自主保育サークル「やかましむら」の地域子育て活動（北澤蓉子ほか）

【分科会およびワークショップ】24日（土）～25日（日）

アートな感性、空間の体験、平和への感性、感じる手

【連動イベント】24日（土）～25日（日）

■ 展覧会「広島子供の家 戦後のこどもけんちく」

■ アリスガーデン親子パフォーマンス広場AH！

【総括セッション】25日（日）

【2010大会（広島）提言】

- 1 環境というキャンパスに未来を描こう（大人・こども）
- 2 身のまわりの体験を語り合おう（こども）
- 3 大人自身が感性をみがこう（大人）
- 4 こどもを見守る技術を身に付けよう（大人）
- 5 未来の平和に向かって本当によいものを語り継ごう（こども）

## 2. こども環境学セミナー

### 『第13回 こども環境学セミナー』

2010年11月27日(土) 午後1:30~4:30

高橋勝(横浜国大教育人間科学部教授・教育哲学/こども環境学会副会長)

「子ども・若者の自己形成空間の現在(いま) - 「力の形成」と「存在承認」のはざままで -」

小澤紀美子(東海大学人間環境学科教授・環境教育/こども環境学会会長)

「教育空間としての学校・地域」

## 3. シンポジウム、フォーラム、講演会など

### 幼児教育等施設研究会「こどもの心理・行動からみた施設環境」

～その1：施設環境の全体像と子どもたちからみた環境の把握～

2010年6月25日(金) 19:00~21:00 篠原学園専門学校

司会：木村 歩美(篠原学園専門学校・こども環境学会理事)

話題提供：佐藤 将之(早稲田大学人間科学学術院)

指定討論：溝口 義朗(東京都認証保育所ウッディキッズ) ほか会場を交えて意見交換

### 東海こども環境研究会

2010年9月7日(火) 18:30~20:00 名古屋工業大学24号館

講演者：舟橋厚先生(愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所)

講演題目：「障害児・者の療育に活かす脳科学—快情動場理論を療育現場で活用する—」

司会：木村 歩美(篠原学園専門学校・こども環境学会理事)

### 第8回 園庭・幼児教育等施設研

テーマ：子どもと大人が出会うまちをつくる

～その1：施設環境の全体像と子どもたちからみた環境の把握～

2010年9月22日(水) 19:00~21:00 篠原学園専門学校

司会：木村 歩美(篠原学園専門学校・こども環境学会理事)

話題提供：池田豊人(国土交通省大臣官房技術調査課)

松島隆一(千葉市こども未来局こども未来部こども企画課)

久保健太(東京大学大学院教育学研究科)

### 第3回こどものカフォーラム(千葉)『こどもの参画/新しい公園のあり方を考える』

2010年10月2日(土) 午後13:00~16:30 千葉市 きぼーる 子ども交流館 アリーナ

主催：こども環境学会、千葉市

全体司会進行：神谷明宏(こども環境学会理事、聖徳大学准教授)

Power To The Children (こどものちからテーマ曲) 演奏

開会挨拶/千葉市長+こども環境学会会長

基調講演「こどもにやさしい都市」：30分/仙田満(こども環境学会代表理事、放送大学教授)

報告：千葉市におけるこどもの参画/千葉市こども未来局

子どもの職場探検&ランチミーティング」の発表

「私の公園・みんなの公園」こどものカワークショップからの提言

司会進行：三橋和弘(こども環境学会)+真田知幸(PBLスクール千葉)

パネルディスカッション「新しい公園のあり方を考える」

/子どもたち×専門家(仙田満+小澤紀美子)×千葉市職員(松島隆一・こども企画課長+高山友一・公園管理課長)

まとめ「こどもにやさしい都市」の今後のあり方について/小澤紀美子(東海大学教授)

Power To The Children (こどものちからテーマ曲) 演奏 大谷

### 幼児教育等施設研究会「こどもの心理・行動からみた施設環境」

～その2：音環境からみた施設環境～

2010年11月26日(金) 19:00~21:00 篠原学園専門学校

司会：佐藤将之(早稲田大学人間科学学術院)

趣旨説明：木村歩美（篠原学園専門学校・こども環境学会理事）

話題提供：

音環境の諸相とこども保育者にとっての音環境：野口紗生（早稲田大学大学院）

施設環境整備としての音環境：川井敬二（熊本大学）

保育者の立場からみた音環境：和田京子（こどものもり副園長）・若盛圭恵（同 主任）

#### 4. こども環境アドバイザー資格講習および認定

こども環境にかかわる基礎的な資格として、各専門領域における総合的な知識及び基本的なコミュニケーション・スキルを身につけ、こどもに関わる環境改善のためのアドバイス及び支援を行う「こども環境アドバイザー」の資格講習会を昨年を引き続き第4回として開催し、認定試験を実施した。

##### 第4回 こども環境アドバイザー資格講習会

2010年3月4日（金）～6日（日） 東京大学医学図書館 大会議室

一般会員参加者：25人（内4名は再受講）、役員参加者：16人 合計参加者：41人

##### 第4回 こども環境アドバイザー資格認定者

今年度の認定予定者：12人、資格更新者34人（資格取得後3年目の方）

#### 5. 他の団体との連携活動（後援事業）

他団体の事業に後援し、連携しながら幅広い活動を行いました。（下記は、主要なものです。）

##### 学校トイレ研究フォーラム 2010～トイレの改修と、環境・健康教育の連携方策を探る～

2010年6月21日（月）日本青年館

主催：NPO法人日本トイレ研究所

##### 「子ども・暮らし・環境」フォーラム ～人の成育環境としての自然～

2010年7月3日（土）立教大学池袋キャンパス・太刀川記念館

主催：こども環境学会、日本環境教育学会、日本生活体験学習学会、日本野外教育学会

共催：立教大学ESD研究センター

セッション1「子ども・暮らし・環境」をテーマとした各学会からの発表

①仙田満氏（こども環境学会）②増田直弘氏（日本環境教育学会）③緒方泉氏（日本生活体験学習学会）④佐々木豊志氏（日本野外教育学会）

セッション2・上記発表をもとにしたパネルディスカッション、各学会紹介

##### こども環境学会富山交流研修会

2010年9月11日（土）富山市呉羽山山頂喫茶店【マリーマリー】

主催：富山イタズラ村

仙田 満（環境建築家、こども環境学会理事長、放送大学教授）

澤井保子（食育研究会・いただきます 医学博士 富山市在住）

井上 寿（環境デザイン研究所 こども環境学会 東京都在住）

岡部竜一（株・岡部常務）

中山 豊（こども環境学会事務局長 フィンランドのこども環境）

吉本宏明（NPO法人ストローベルーハウス 日本建築学会 こども環境学会 大工）

片山達也（NPO法人 とやまアウトドアスポーツクラブ）

##### 第14回融合フォーラム2010 in 富士山のまち富士宮

「融合で拓く未来社会」～家庭・地域と共に歩む学校づくりを目指して～

2010年10月3日（日）富士宮市役所

主催：学校と地域の融合教育研究会

##### 第5回冒険遊び場づくり全国研究集会

プレ企画【冒険遊び場全国一斉開催の日】8月29日（日）

2010年10月29日（金）～10月30日（土）横浜市野島青少年研修センターおよび野島公園

主催：特定非営利活動法人 日本冒険遊び場づくり協会

## 子ども大学 in 千葉市動物公園

2010年11月13日(土) 千葉市動物公園  
講師：ケビン・ショート(東京情報大学教授)  
主催：子ども大学実行委員会、共催：千葉市

## 目黒区地域育成者フォーラム 2010「遊びが育む子どものちから、何ができるか大人のちえ」

2010年12月3日(金) 午後7時～9時 目黒区総合庁舎2階 大会議室  
主催：目黒区青少年委員会 共催：目黒区教育委員会  
学校を拠点に楽しく元気なまちそだて/岸裕司(習志野市秋津コミュニティ顧問)  
子どもが元気なまちづくり/中山豊(こども環境学会専務理事、建築家)  
区民まつり「子ども広場」の巨大段ボール迷路/堀田主税(目黒区民まつり実行委員会副委員長)

## こども・遊び・環境フォーラム in 伊豆

2011年1月9日(日) 伊豆市生きいきプラザ2階会議室  
主催：天城こどもネットワーク  
汐見稔幸(こども環境学会副会長)、阿部治(日本環境教育学会会長)、中山豊(こども環境学会事務局長)、実践報告(天城こどもネットワーク)、パネルディスカッション

## こども環境学会 北陸こども環境研究会

2011年3月26日(土) 日本福祉大学富山オフィス(CICビル)  
主催：こども環境学会 北陸こども環境研究会  
吉本宏明(有機建築 左官)、藤井徳子(森のこども園)、櫻井典子(新潟大学)、南部治夫(彫刻家)、早川隆志(こども遊ばせ 体)  
汐見稔幸氏(こども環境学会副会長)、阿部治氏(日本環境教育学会会長)、中山豊氏(こども環境学会事務局長)、実践報告(天城こどもネットワーク)、パネルディスカッション

## 6. 調査・研究事業

「こどもに信頼される大人」に関する調査研究業務委託(千葉市委託)  
「こどもの参画ガイドライン(案)」策定業務委託(千葉市委託)

## 7. 委員会活動

総務委員会(委員長：福岡孝純)、学術・研究委員会(委員長：織田正昭)、学会誌編集委員会(委員長：小澤紀美子)、環境活動委員会(委員長：神谷明宏)、企画事業委員会(委員長：岸裕司)、国際委員会(委員長：織田正昭)の6つの委員会を中心に学会活動を展開しました。

## 8. 学会誌の発行

### 学会誌・論文集

こども環境学研究 第6巻第1号：「2010年大会(広島)感性のこどもたち」(2010年4月発行)  
こども環境学研究 第6巻第2号：「特集：こども環境と食」(2010年9月発行)  
こども環境学研究 第6巻第3号：「特集：こども環境と父親」(2010年12月発行)

## 9. 広報活動

### メールマガジン

随時ニュースレターをメールで配信し、ウェブサイトに掲載しました。

# 2号議案

## 2010年度収支報告（決算書）案

### 2010年度 こども環境学会 収支報告書

自 2010年4月1日 至 2011年3月31日

◆一般会計							
□収入の部							
部門	項目	2009年度決算	2010年度予算	2010年度決算			
一般会計 収入	会費(入会金含む)	正会員	3,618,000		5,044,000		
		準会員	86,500		125,000		
		学生会員	257,000		451,000		
		賛助会員	1,353,000		1,203,000		
		団体会員	194,000		268,000		
		その他	0	5,508,500	6,500,000	0	7,091,000
	参加費	アドバイザー講習会	570,000		575,000		
		その他	252,000	822,000	800,000	79,000	654,000
		賛助金		105,000	100,000		64,040
		協賛金		1,200,000	1,200,000		1,270,000
その他	預金利息等		91,692	0		485,557	
	一般会計 収入合計		7,727,192	8,600,000		9,564,597	
□支出の部							
部門	項目	2009年度決算	2010年度予算	2010年度決算			
一般会計 支出	人件費	給与	3,109,280		3,109,790		
		雑給	19,639	3,128,919	2,800,000	688,920	3,798,710
		会場費等	22,050			0	
	会議室費	セミナー費用等	161,205	183,255	200,000		0
		理事会	742,170			810,960	
	交通費・宿泊料	事務局	184,594			33,670	
		講師	65,480			129,860	
		その他	493,330	1,485,574	1,100,000	652,360	1,626,850
		荷造運賃	615,034			728,858	
	通信費	電話代・ファクシ	177,669	792,703	700,000	157,658	886,516
		印刷費		2,644,800	2,200,000		2,213,200
	物品	事務用品等		270,264	300,000		239,969
		外部委託費		378,000	900,000		428,190
	その他	広告費	220,500			262,500	
		北機・PC修理代	23,205			200	
		書籍代	22,788			23,100	
		講師謝礼	249,988			315,927	
		交際費・謝礼金	9,000			68,900	
その他雑費		59,662	585,143	400,000	181,413	852,040	
一般会計 支出合計			9,468,658	8,600,000		10,045,475	
◆大会特別会計							
□収入の部							
部門	項目	2009年度決算	2010年度予算	2010年度決算			
大会特別会計 収入	大会参加費	広島大会(前期干菜)	1,517,000	940,000		843,500	
	協賛	大会プログラム広告	1,700,000	2,300,000		1,450,000	
	賛助金	ポスターセッション等	361,000	0		509,000	
	その他	共催団体収入・懇親会	3,561,930	1,066,000		1,410,000	
	特別会計 収入合計		7,139,930	4,306,000		4,212,500	
□支出の部							
部門	項目	2009年度決算	2010年度予算	2010年度決算			
大会特別会計 支出	会場費	使用料		408,280	0	0	
		謝礼金・交通費		616,812	570,000		873,833
	事務局準備費	実行委員会業務費	102,111			300,000	
		事務局交通費等	87,810			439,180	
		アルバイト他	175,500			45,500	
		学会賞状等	57,993			64,431	
		その他	45,010	468,424	598,000	52,595	901,706
	通信費	荷造運賃等	250,086			0	
		その他通信費	0	250,086	0	0	0
	印刷費	案内状・広報等	907,911			762,169	
		大会プログラム	1,057,245	1,965,156	1,534,000	1,421,490	2,183,659
	イベント等事業費	シンポジウム等		464,417	286,000		93,180
		レンタル備品等		73,500	0		0
	運営関連費	備品消耗品等	84,522			305,561	
通訳等		1,578,800			807,230		
懇親会費		574,383			112,725		
ボランティア会事等		330,904	2,568,609	1,258,000	68,124	1,293,660	
その他	保険料等		69,710	60,000		5,000	
	特別会計 支出合計		6,884,994	4,306,000		5,351,038	
◆一般会計十大会特別会計							
部門	項目	2009年度決算	2010年度予算	2010年度決算			
一般会計	一般会計 収入合計		7,727,192	8,600,000		9,564,597	
	一般会計 支出合計		9,468,658	8,600,000		10,045,475	
	今期収支		(1,741,466)	0		(480,878)	
	前期繰越金		4,182,546	4,634,207		2,441,080	
	次期繰越金		2,441,080	4,634,207		1,960,202	
大会特別会計	特別会計 収入合計		7,139,930	4,306,000		4,212,500	
	特別会計 支出合計		6,884,994	4,306,000		5,351,038	
	今期収支		254,936	0		(1,138,538)	
	前期繰越金		451,661	0		706,597	
	次期繰越金		706,597	0		(431,941)	
	次期繰越金合計		3,147,677	4,634,207		1,528,261	

◆貸借対照表(2011年3月31日現在)

借方	貸方
現金・預金	1,331,932
前受金	30,000
前払費用	274,548
	預り金
	48,219
	次期繰越金
	1,528,261
1,606,480	1,606,480

◆財産目録(2011年3月31日現在)

内訳	金額
(資産の部)	(1,606,480)
1. 現金・預金	
現金	302,430
普通預金(みずほ銀行)	1,029,502
2. 前払費用	
2011年東京大会関連支出	74,548
一般社団設立費用	200,000
(負債の部)	(78,219)
3. 前受金	30,000
(2011年度大会参加費収入)	0
4. 未払金等	0
5. 預り金	48,219
(源泉所得税)	
差引正味財産	1,528,261

監査報告書 (2011年 月 日)

こども環境学会の2010年度(自2010年4月1日 至2011年3月31日)の収支計算書、貸借対照表、財産目録について、監査の結果適正であることを認めます。

会計監査

会計監査

会計監査

2010年度 とも環境学会決算 任意団体・一般社団法人内訳書

任意団体とも環境学会 自 2010年4月1日 至 2010年8月31日

一般社団法人とも環境学会 自 2010年9月1日 至 2011年3月31日

◆一般会計

□収入の部

部門	項目	任意団体		一般社団法人		
一般会計 収入	会費(入金金含む)	正会員	3,554,000		1,490,000	
		準会員	91,000		34,000	
		学生会員	280,000		171,000	
		賛助会員	1,113,000		90,000	
		団体会員	226,000		42,000	
		その他	0	5,264,000	0	1,827,000
	参加費	7/ハイパ-講習会	15,000		560,000	
		その他	0	15,000	79,000	639,000
		賛助金		0		64,040
		協賛金		40,000		1,230,000
		その他		28,908		456,649
一般会計 収入合計		5,347,908		4,216,689		

□支出の部

部門	項目	任意団体		一般社団法人		
一般会計 支出	人件費	給与	763,300		2,346,490	
		雑給	403,620	1,166,920	285,300	2,631,790
	会議室費	会場費等	0		0	
		セミナー費用等	0	0	0	0
	交通費・宿泊料	理事会	343,120		467,840	
		事務局	19,970		13,700	
		講師	64,660		65,200	
		その他	200,360	628,110	452,000	998,740
	通信費	荷造運賃	191,280		537,578	
		電話代・サ-ハ-代等	83,343	274,623	74,315	611,893
	印刷費	学会誌印刷代等		30,000		2,183,200
	物品	事務用品等		106,736		133,233
	外部委託費	経理等手数料		179,760		248,430
	その他	広告費	42,000		220,500	
		主-機・PC修理代	0		200	
		書籍代	5,500		17,600	
		講師謝礼	28,711		287,216	
		交際費・謝礼金	0		68,900	
		その他雑費	20,135	96,346	161,278	755,694
	一般会計 支出合計		2,482,495		7,562,980	

◆大会特別会計

□収入の部

部門	項目	任意団体		一般社団法人	
大会特別会計 収入	大会参加費	広島大会(前期千葉)	843,500		
	協 賛	大会プログラム広告	1,450,000		
	賛助金	ポスターセッション等	509,000		
	その他	共催団体収入・懇親会	1,410,000		
	特別会計 収入合計		4,212,500		0

□支出の部

部門	項目	任意団体		一般社団法人		
大会特別会計 支出	会場費	使用料		0	0	
	講師謝金	謝礼金・交通費	873,833		0	
	事務局準備費	実行委員会業務費	300,000			
		事務局交通費等	439,180			
		アルバイト他	45,500			
		学会賞権等	64,431			
	その他	52,595	901,706		0	
	通信費	荷造運賃等	0			
	その他通信費	0	0		0	
	印刷費	案内状・広報等	762,169			
		大会プログラム	1,421,490	2,183,659		0
	イベント等事業費	シンポジウム等	93,180			0
	レンタル備品等		0			0
	運営関連費	備品消耗品等	305,581			
		通訳等	807,230			
		懇親会費	112,725			
		ボランティア食事等	68,124	1,293,660		0
その他	保険料等		5,000		0	
特別会計 支出合計		5,351,038		0		

◆一般会計+大会特別会計

部門	項目	任意団体		一般社団法人	
一般会計	一般会計 収入合計		5,347,908		4,216,689
	一般会計 支出合計		2,482,495		7,562,980
	今期収支		2,865,413		(3,346,291)
	前期繰越金		2,441,080		5,306,493
	次期繰越金		5,306,493		1,980,202

部門	項目	任意団体		一般社団法人	
大会特別会計	特別会計 収入合計		4,212,500		0
	特別会計 支出合計		5,351,038		0
	今期収支		(1,138,538)		0
	前期繰越金		706,597		(431,941)
	次期繰越金		(431,941)		(431,941)
次期繰越金合計		4,874,552		1,528,261	

◆貸借対照表(2011年3月31日現在)

借方	貸方	
現金・預金	1,331,932	
前払費用	274,548	
	前受金	30,000
	未払金等	0
	預り金	48,219
	次期繰越金	1,528,261
	1,606,480	1,606,480

◆財産目録(2011年3月31日現在)

内訳	金額
(資産の部)	(1,606,480)
1. 現金・預金	
現金	302,430
普通預金(みずほ銀行)	1,029,502
2. 前払費用	
2011年東京大会関連支出	74,548
一般社団法人設立費用	200,000
(負債の部)	(78,219)
3. 前受金(2011年度大会参加費収入)	30,000
4. 未払金等	0
5. 預り金(源泉所得税)	48,219
差引正味財産	1,528,261

監査報告書(2011年 月 日)

とも環境学会の2010年度(自2010年4月1日 至2011年3月31日)の収支計算書、貸借対照表、財産目録について、監査の結果適正であることを認めます。

会計監査

会計監査

会計監査

## 会員の現況等について

2011年3月25日現在の会員数は1,130人です。地域別では関東の方が59%ですが北海道から九州まで広く全国の方々にご参加いただいています。

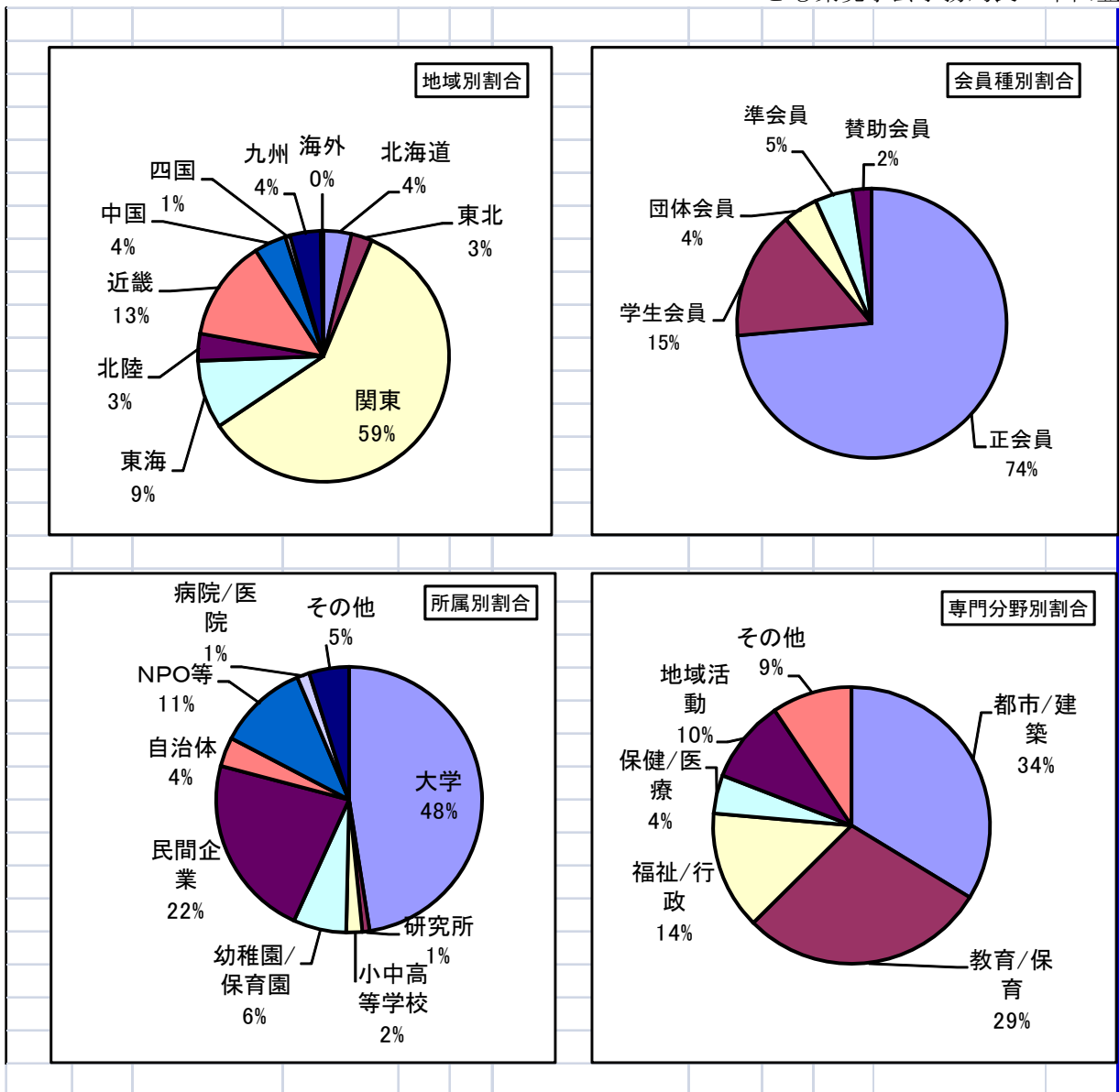
所属別で見ると大学・研究所が49%、民間企業が22%、学校（小中高等学校や幼稚園・保育園）が8%、NPO等活動団体が11%で、自治体が4%などです。

専門分野別で見ると都市・建築関係が34%、教育・保育関係が29%、福祉・行政関係が14%、地域活動関係が10%、保健・医療関係が4%などです。

こうした会員の現況を見るとこども環境学会は、学術的な専門分野に限定されがちな一般的な学会と比較すると多様な方々の参加する学会であることが分かります。こうした学際性や多様性を活用しながらハードからソフトにいたるあらゆる面での「こどものためのよりよい環境づくり」の実現に向けて活動してゆきたいと思えます。

2011年3月25日

こども環境学会事務局長：中山豊



### 3号議案

#### 公益認定申請手続きについて（報告）

工程表	一般社団法人こども環境学会										
(お名前、団体名等については敬称略)	9月			10月	11月	12月	平成23年1月	平成23年3月	平成23年4月	23年5月以降	
平成22年	9月1日	9月18日	9月25日	10月30日	11月27日	12月18日					備 考
項 目	一般社団法人設立	幹部会	理事会	理事会(法人の社員総会を兼ねる)		理事会(法人の社員総会を兼ねる)			公益認定委員会より連絡。補正事項の確認	公益認定(予定)	
こども環境学会		公益認定用書類(定款、収支予算、事業計画、その他)の審議	公益認定用書類の審議、税理士たる監事候補の紹介	公益認定用書類の審議、公益法人用定款、監事1名増員の承認	公益法人の公益認定申請書類の確認	公益認定のため定款と会費規程の承認	公益認定のため23年度の収支予算と事業計画の承認		定款、会費規程予算案等につき公益認定委員会から修正を求められた箇所の変更承認		
宇久田事務所 担当事項		税理士を監事に加える。	収支予算案の作成								
小林事務所 担当事項	公益法人の定款、収支予算、事業計画案の作成		定款、収支予算、事業計画、その他の素案の修正	定款、収支予算、事業計画、その他の素案の修正			申請内容の確定後、公益認定申請準備	公益認定申請(電子申請で送信)	公益認定委員会と補正事項の確認	公益認定完了	
備 考				会費等の基準を定めた規約の作成		その他規程等についても承認	公益認定申請のため「滞納処分を受けたことがない」旨の納税証明書の取得				



# 公益社団法人こども環境学会 定款

2010年12月18日一般社団法人こども環境学会 臨時社員総会において承認されました。

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人こども環境学会と称する。

2 当法人は、英文では、The Association for Children's Environment (ACE) と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、こどもの成育に寄与する環境科学の確立を図り、こどものためのよりよい環境を実現するために、総合的な学術研究の推進とこども環境の形成のための実践的な事業を行ない、もって安心してこどもが暮らすことができる社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年次大会及び研究集会等の開催
- (2) 学会誌・論文集及び会報などの発行、学術図書の刊行
- (3) シンポジウム、講演会、講習会等の開催
- (4) こども環境の調査及び研究
- (5) 関連情報や学術データベースの収集と公開
- (6) こどものための環境づくりへの実践や支援
- (7) 国内、国外の関連団体の交流、連携
- (8) 国や自治体などに対する施策の提言や助言
- (9) こどもの環境の向上に資する業績についての顕彰
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(会員の種別)

第7条 当法人の会員は、次の8種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的および活動の趣旨に賛同し、当法人が行なう研究、事業または実践活動に参加する個人
- (2) 学生会員 当法人の目的および活動の趣旨に賛同し、当法人が行なう研究、事業または実践活動に積極的に参加する学生（短大生、大学生、大学院生、または同等と認められる学生）
- (3) 団体会員 当法人の目的および活動の趣旨に賛同し、当法人が行なう研究、事業または実践活動に積極的に参加する団体。
- (4) 準会員 当法人の目的および活動の趣旨に賛同する個人。
- (5) 賛助会員 当法人の目的および活動の趣旨に賛同し、当法人が行なう研究、事業または実践活動を積極的に支援し、賛助する個人または団体。
- (6) 名誉会員 当法人が行なう研究、事業または実践活動に多大な功績を有し、当法人の発展

- に多大な貢献をしたと理事会で認められ、推薦された個人。
- (7) こども会員 こどもの環境の問題に関心がある高校生以下のこども。
  - (8) その他の会員 当法人の目的および活動の趣旨に賛同し、臨時に会員登録した者。

(年会費および入会金)

- 第 8 条 正会員、学生会員、団体会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金、会費を納入しなければならない。
- 2 準会員及び賛助会員は、社員総会において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
  - 3 名誉会員の入会金、会費は免除することができる。
  - 4 こども会員の入会金、会費は納入を要しないものとする。

(入 会)

- 第 9 条 入会を希望するものは、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

- 第 10 条 会員の権利は次のとおりとする。
- (1) すべての会員は、大会に出席して意見を述べることができる。
  - (2) すべての会員は、別途定めるところにより、この会に関する情報を受けることができる。
  - (3) すべての会員は、別に理事会で定めるところにより、学会誌等に投稿できる。
  - (4) すべての会員は、当法人が行う事業に参加することができる。

(退 会)

- 第 11 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

- 第 12 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
  - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失等)

- 第 13 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号に該当するときは、会員資格を喪失する。
- (1) 会費を 3 年以上連続して滞納した場合。
  - (2) 総社員が同意したとき。
  - (3) 会員が死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、若しくは団体会員にあっては当該団体が解散したとき。
- 2 会員資格を喪失したものは、その日から 3 年以上経過後に本人から理事長に対して申し出ることにより、理事会の承認を得て会員資格を回復することができる。

(休会等)

- 第 14 条 会員は、理事会が別に定める休会届を理事長に提出し、理事会の承認を受けて休会をすることができる。
- 2 休会は、当法人の事業年度単位とし、休会中は会費の納入を要さない。
  - 3 休会中の会員は、社員若しくは役員となることはできない。
  - 4 休会中の会員は、当法人の活動に参加することができない。

(会員資格喪失、休会に伴う権利及び義務)

- 第 15 条 会員が第 13 条の規定により資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。また、社員若しくは役員である者については、その資格を失う。
- 2 会員が前条の規定により休会をしたときは、社員若しくは役員である者については、その資格を失う。
  - 3 当法人は、会員が資格を喪失若しくは休会をしても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 社員

(社員)

第16条 当法人は、正会員のうちから概ね50名に1名の割合で選任された者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 社員の定数の基準となる正会員の数の基準日は毎年11月1日とする。

(社員の選任)

第17条 社員は、理事会において別に定める規則に基づき選挙（以下「社員選挙」という。）によって選出する。ただし、理事若しくは理事会が社員を選出することはできない。

2 正会員は、社員選挙に立候補することができる。

3 社員選挙は、毎年12月から翌年3月までの間に行い、社員の定数の半数ずつを改選するものとする。ただし、社員に欠員が生じたときは、臨時に社員選挙を実施することができる。

(社員の任期)

第18条 社員の任期は選任後2年以内に実施される社員選挙の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された社員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 社員が欠けた場合又は所定の員数が欠けた場合は、任期満了又は辞任により退任した社員は、後任者が就任するまで、なお社員としての権利義務を有する。

(社員の退社)

第19条 社員は、いつでも任意に退社することができる。

(社員の職務)

第20条 社員は、社員総会を構成し、第23条に定める事項を審議する。

## 第4章 社員総会

(種類)

第21条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第22条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第23条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

(3) 理事並びに監事の選任及び解任

(4) 役員報酬の額又はその変更

(5) 毎事業年度の決算の報告

(6) 定款の変更

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散

(9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、公益法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第24条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権

の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略できる。

- 2 正会員の議決権の10分の1以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第27条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数がこの定款で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第28条 社員総会に出席できない社員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第29条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的方法により、同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印をする。

(社員総会規則)

第31条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第5章 役員

(役員)

第32条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上22名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
  - 3 理事のうち、1名を会長とすることができる。
  - 4 理事のうち、4名以内を副会長とすることができる。
  - 5 理事のうち、1名を専務理事とすることができる。

(役員を選任)

第33条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務権限）

第34条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 会長は、当法人の学術及び諸活動に関する会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定められた順序により、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長、会長、副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 理事は、当法人の業務を執行する。

（監事の職務権限）

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めることにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第36条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、この定款に定める役員定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（解任）

第37条 役員は、社員総会の決議において解任することができる。

（報酬等）

第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、社員総会において別に定める報酬等の規定に基づいて報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

（構成）

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第40条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 会長、副会長、理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借入
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

（種類及び開催）

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第43条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、公益法人法の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第48条 理事会に関する事項は、法令に又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当法人の事業計画及び収支予算、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認受けなければならない。これを変更する場合においても同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの

間備え置く。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 組織運営及び事業活動の状況及び概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、公益法人法に規定する事由のほか、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第54条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 大会及び委員会等

(大会の種類、開催時期)

第55条 大会の種類は、定期大会及び臨時大会の2種類とする。

2 定期大会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時大会は必要なときに随時にこれを開催する。

2 大会は、すべての会員によって構成され、研究発表、活動報告、その他当法人の目的の達成に必要な事業を行うものとする。

3 大会の開催に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(大会実行委員会)

第56条 前条に定める定期大会及び臨時大会を運営するため、大会の開催の都度、大会実行委員会を置く。

2 大会実行委員会に関する細則は、理事会の決議により別に定める。

3 大会実行委員会の委員は、会員のうちから理事会がこれを選任する。

4 大会実行委員会の委員の任期は、1年とする。

5 大会委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置き、委員の互選により、これを選任する。

(常設委員会)

第57条 当法人の運営および事業遂行のために、常設委員会を設置する。常設委員会の種類、任務等は理事会の決議により別に定める。

(特別委員会)

第58条 当法人には、理事会にて別に定めるところにより特別委員会を置くことができる。

(委員及び委員長)

第59条 常設委員会及び特別委員会の委員は、会員のうちから理事会がこれを選任する。

2 常設委員会及び特別委員会の委員の任期は、2年とする。

3 常設委員会及び特別委員会の各委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置き、委員の互選により、これを選任する。

(地方支部会)

第60条 当法人は、理事会の議を経て各地域に地方支部会を設置することができる。その設置基準、組織、任務等は理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第61条 当法人の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置く。また若干の事務職員をおくことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

4 その他の事務職員は、理事長が任免する。

## 第11章 附 則

(委 任)

第62条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第63条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第64条

この定款に定めがない事項については、すべて公益法人法、その他の法令に従う。

この定款は、公益法人の認定を受けた日から施行する。



## 4号議案

### 2011年度役員就任について

#### 第7期役員選挙 結果報告

2011年1月27日

第7期役員選挙管理委員会 委員長 神谷明宏

委員 井上寿、木下勇、木村歩美、定行まり子、谷本都栄、玉田雅己、宮本照嗣

こども環境学会第7期（2011～2012年度）役員選挙結果について以下にご報告いたします。  
立候補登録を2011年1月20日に締め切りました。下記の9名が理事候補として立候補されました。

（50音順、敬称略）

**織田 正昭**

（東京大学大学院 医学系研究科 発達医科学教室 教官、現理事）

**河原 啓二**

（姫路市 危機管理監兼生活審議監）

**小澤 紀美子**

（東海大学 教授、東京学芸大学名誉教授、現理事）

**佐久間 治**

（宮城大学事業構想学部デザイン情報学科空間デザインコース 准教授）

**汐見 稔幸**

（白梅学園大学 子ども学部子ども学科 教授、学長、現理事）

**島田 隆道**

（愛知医療学院短期大学 リハビリテーション学科 教授、現評議員）

**中山 豊**

（環境デザイン研究所、こども環境学会事務局長、現理事）

**福岡 考純**

（帝京大学 経済学部経営学科 教授、現理事）

**松本 直司**

（名古屋工業大学 ながれ領域 教授、現理事）

#### 計9名

立候補登録者は、上記の通りで、  
理事：9名、監事0名 合計：9名でした。  
（現理事が6名、新規立候補者が3名）

「第7期役員選挙規定（2010年12月）」  
第3条 選挙によって改選される役員数は、理事10名、監事2名とする。

上記の規定により、  
選挙管理委員会で審議の結果、  
立候補者数が改選理事数に満たないため、  
第7期役員選挙は投票を行わずに新年度理事を選出することといたします。  
尚、監事については、立候補者がありませんでしたので、理事会において決定することとなります。  
（2011年1月27日 第7期選挙管理委員会決定、2011年1月29日 理事会承認済）  
さらに理事の改選定数10名に対して1名の空きがあることから、第9回理事会（2月26日開催）において、  
仙田代表理事より、新田新一郎氏（アトリエ自由学校、プランニング開）が理事候補として推薦され、承認された。  
尚、本会定款により、総会（2011年4月23日を予定）にて結果を報告し、社員総会において出席者（委任状提出者を含む）の過半数の承認を受けなければなりません。

選挙結果および理事会にもとづいて、第10回理事会（2010年3月27日）において、下記の役員案が提案されました。

下記の「2011年度役員」について、  
総会の承認をいただきたくお願いいたします。

**【2011年度役員（案）】**（下線は、今回改選役員）

会 長：小澤 紀美子（東海大学 教授） 再任  
副会長：織田 正昭（東京大学大学院 教官） 再任  
副会長：汐見 稔幸（白梅学園大学 学長・教授） 再任  
副会長：高橋 勝（横浜国立大学 教授）  
副会長：福岡 孝純（帝京大学 教授） 再任  
理事長：仙田 満（放送大学 教授）  
専務理事：中山 豊（こども環境学会 事務局長） 再任  
理 事：井上 寿（環境デザイン研究所 研究主任）  
理 事：神谷 明宏（聖徳大学 准教授）  
理 事：河原 啓二（姫路市危機管理監兼生活審議監） 新任  
理 事：木下 勇（千葉大学大学院 教授）  
理 事：木村 歩美（篠原学園専門学校 専任講師）  
理 事：佐久間 治（宮城大学 准教授） 新任  
理 事：定行 まり子（日本女子大学 教授）  
理 事：島田 隆道（愛知医療学院短期大学 教授） 新任  
理 事：谷本 都栄（日本スポーツ文化研究所 主任研究員）  
理 事：玉田 雅己（会社員 NPO 代表）  
理 事：新田 新一郎（アトリエ自遊楽校、プランニング開） 新任  
理 事：松本 直司（名古屋工業大学大学院 教授） 再任  
理 事：宮本 照嗣（千葉ニュータウンセンター）

以上 20名、役職および50音順

監事：宇久田 進治（宇久田会計事務所）  
監事：桑原 淳司（日本大学 教授） 再任  
監事：住田 正樹（放送大学 教授） 再任

以上 2名、50音順

以下の退任理事は、評議員としてご協力いただきます

評議員：岸 裕司（学校と地域の融合教育研究会 副会長）  
評議員：黒岩 佐和子（児童施設 職員）  
評議員：千代 章一郎（広島大学大学院 教授）  
評議員：矢田 努（愛知産業大学大学院 教授）

以上 4名、50音順

## 2011年度事業計画（案）

### 1. 2012年度大会予定

2012年度大会は、2012年4月20日（金）～22日（日）または、4月27日（金）～29日（日）に、宮城県仙台市での開催を計画します。

### 2. こども環境学セミナーの開催

こども環境学の確立を目指す、こども環境学セミナーを引き続き開催します。

### 3. シンポジウム、フォーラム、講演会など

その他こども環境に関わるシンポジウムや講演会を開催いたします。

### 4. こども環境アドバイザー資格認定制度

昨年度に引き続きこども環境に係わる、専門家の研修および認定等の事業を実施します。

2012年3月2日（金）～4日（日） 東京大学（本郷）医学図書館大会議室にて開催予定。

### 5. こども環境学会賞

第7回こども環境学会賞を公募し、公開審査会などを経て、すぐれた論文・著作、デザイン、活動などを顕彰します。

### 6. 他の団体との連携活動

昨年度に引き続き、関連団体との共催、協賛、後援事業を実施します。

### 7. 委員会活動

下記の6つの委員会活動を中心に学会の事業活動を展開します。

総務委員会、学術・研究委員会、学会誌編集委員会

環境活動委員会、企画事業委員会、国際委員会

### 8. 研究会等活動

昨年度開催した研究会等を引き続き開催します。そのほか、会員よりの登録申請を受け付けます。以下は、すでに申請済みの研究会等です。

こども住環境研究会（代表：織田正昭）、こみち研（こどもとコミュニティのための道研究会）

（代表：木下勇）提出済、園庭・幼児教育等施設研究会（代表：木村歩美）、遊具環境研究会（代表：桑原淳司）、青年会（代表：木村歩美）、東海こども環境研究会（代表：松本直司）、こども環境研究会関西（代表：河原啓二）、こどものための小学校の使われ方研究会（代表：定行まり子）、先生のための学校環境研究会（代表：中山豊）、こども芸術活動研究会（代表：笠原広一）、北陸こども環境研究会（代表：富樫豊）

### 9. 学会誌等の発行

① 学会誌・論文集：年3回発行

② メールマガジン：随時

③ その他のお知らせ：随時、郵便およびメール、ファックス等でお知らせします。

### 10. 東日本大震災支援活動

3/11（金）の東日本大震災に関わる支援活動を実施します。活動内容については、特別委員会において検討を進めます。

# 6号議案

## 2011年度予算案

収支予算書 案												
公益社団法人こども環境学会												
平成23年04月01日から平成24年03月31日まで												
単位 円												
勘定科目	公益事業						共通	公益事業計	管理費	法人会計	合計	内容説明
	公1	公2	公3	公4	公5	公6						
<b>事業収益</b>	5,050,000	300,000			775,000	1,300,000	100,000	7,525,000	0	7,525,000		
参加費	1,500,000	300,000				500,000	0	2,300,000	0	2,300,000	大会参加費200円×700名、公2の管理セミナー200円×800名、公6の講習費200円×20名	
協賛金	3,000,000							4,200,000	0	4,200,000	公の大会協賛金、公6の学会協賛金	
補助金	550,000							1,000,000	0	850,000	公1の大会開催の補助金、公8の学会誌発行の補助金収入	
会費料、更新料					275,000			275,000	0	275,000	公4(資格登録料25名+資格更新料30名)×5,000円	
その他							100,000	100,000	0	100,000	その他共通の事業収入	
<b>受取寄付金等</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
寄付金								0	0	0		
受取寄付金振替額								0	0	0		
<b>受取会費等</b>	0	0	0	0	0	0	6,890,000	6,890,000	0	6,890,000	会費等の合計	
正会員							5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	10,000円×500名(800名のうち500名納入と積算)	
準会員							110,000	110,000	0	110,000	5,000円×22名	
学生会員							300,000	300,000	0	300,000	5,000円×60名	
賛助会員							1,200,000	1,200,000	0	1,200,000	30,000円×40社・団体	
団体会員							180,000	180,000	0	180,000	10,000円×18名	
入会金等							100,000	100,000	0	100,000	入会金1,000円×100名	
<b>受取補助金等</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
受取地方公共団体補助金								0	0	0		
受取民間補助金								0	0	0		
受取地方公共団体助成金								0	0	0		
受取民間助成金								0	0	0		
<b>雑収益</b>	300,000	0	0	0	0	0	0	10,000	0	310,000		
預金利息	0							10,000	0	10,000		
その他の雑収入	300,000							0	0	300,000	大会のレセプション参加費3,000円×100名	
<b>経常収益計</b>	5,350,000	300,000	0	0	775,000	1,300,000	7,000,000	14,725,000	0	14,725,000		
<b>事業費及び管理費 小計</b>	5,070,000	1,410,000	870,000	680,000	910,000	3,320,000	0	12,260,000	2,724,000	14,984,000		
<b>人件費</b>								0	0	0		
役員報酬								0	0	0		
給料手当	500,000	600,000	400,000	300,000	400,000	600,000		2,800,000	700,000	3,500,000	常勤職員給与	
雑給	200,000							200,000	100,000	300,000	アルバイト、臨時職員給与	
その他人件費								0	0	0		
<b>会議費</b>		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000	10,000	60,000	会議費用	
会議室	500,000	0	0	0	0	0		500,000	0	500,000	会議室費	
シンポジウム等	0	0	0	0	0	0		0	0	0		
<b>旅費交通費</b>	150,000	200,000	200,000	50,000	100,000	100,000		800,000	100,000	900,000	大会開催理事会承認 その他公益事業(関連する理事承認)	
事務局旅費	100,000							100,000	200,000	300,000	大会開催に伴う事務局交通費 その他運営上の交通費	
講師旅費	200,000	100,000			50,000			350,000	0	350,000	大会、講演会、資格認定講習会の講師交通費	
ボランティア交通費	50,000	50,000			50,000			150,000	200,000	350,000	公1大会開催に5万円、公2、公3に5万円ずつ使用 その他	
その他交通費								0	0	0		
<b>通信費</b>			10,000	10,000	30,000	30,000		50,000	100,000	150,000	寄付金・関係者・基金協力団体通信費、電話代、事業別に按分	
郵便送料	250,000	40,000	10,000	30,000	40,000	350,000		720,000	150,000	870,000	学会誌等の発送費用 セミナー資料発送等	
その他通信費								0	0	0		
<b>印刷費</b>			0	0	0	2,100,000		2,100,000	0	2,100,000	学会誌 印刷費用	
学芸誌印刷								200,000	0	200,000	大会案内印刷 広報用チラシ印刷	
案内状・広報印刷	200,000							1,000,000	150,000	1,150,000	大会プログラム印刷	
その他印刷費	1,000,000							350,000	100,000	450,000	資料などの印刷費用	
支印刷費		100,000	10,000	240,000				0	500,000	500,000	会計事務所等	
<b>委託費</b>	300,000	200,000		0	200,000	100,000		800,000	0	800,000	講師謝礼、講演、資格認定講習会、学会誌対話、座談会など	
講師謝金	500,000	0	100,000	10,000	10,000			670,000	50,000	720,000	国際シンポジウム等運営費	
その他委託費	0	50,000						0	0	0	0	
<b>物品費</b>	50,000	50,000	100,000	20,000	30,000	30,000		280,000	70,000	350,000	学会誌編集委員、サイト運営等	
消耗品	30,000							30,000	50,000	80,000	パソコン、ソフトウェア、消耗品	
事務用品費								30,000	20,000	50,000	文具、コピー用紙、事務機器費用	
新聞図書費			30,000					30,000	20,000	50,000	専門書、参考書購入	
<b>運営費</b>	200,000							200,000	0	200,000	大会実行委員会等の業務費用	
賞品、表彰用品	50,000							50,000	0	50,000		
大会、講演会等運営費用	200,000							200,000	0	200,000	大会、セミナー、シンポジウム等運営費用	
その他運営費用								0	0	0		
<b>渉外費</b>								0	0	0		
謝礼金	400,000							400,000	0	400,000	大会レセプション	
その他渉外費								0	0	0	0	
<b>雑費</b>	80,000							80,000	0	80,000	親睦会の参加費、接待費用等	
雑費	80,000							80,000	200,000	280,000	管理機器等リース費用	
印刷費	80,000							80,000	0	80,000	法人活動告知、啓蒙活動広告費、募集要項作成	
雑費	30,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		70,000	24,000	94,000	雑費 支払手数料など	
<b>経常費用計</b>	5,070,000	1,410,000	870,000	680,000	910,000	3,320,000	0	12,260,000	2,724,000	14,984,000		
評価損益等調整前当期経常増減額	280,000	-1,110,000	-870,000	-680,000	-135,000	-2,020,000	7,000,000	2,465,000	-2,724,000	-259,000		
評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>当期経常増減額</b>	280,000	-1,110,000	-870,000	-680,000	-135,000	-2,020,000	7,000,000	2,465,000	-2,724,000	-259,000		
<b>(1)経常外収入計</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
貯蔵品受贈益								0	0	0		
その他経常外収入								0	0	0		
<b>(2)経常外支出計</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他経常外支出								0	0	0		
<b>当期経常外増減額</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
法人税、住民税及び事業税	0							0	0	0		
<b>当期一般正味財産増減額</b>	280,000	-1,110,000	-870,000	-680,000	-135,000	-2,020,000	7,000,000	2,465,000	-2,724,000	-259,000		
一般正味財産期首残高	0						0	0	0	0		
<b>一般正味財産期末残高</b>	280,000	-1,110,000	-870,000	-680,000	-135,000	-2,020,000	7,000,000	2,465,000	-2,724,000	-259,000		
<b>指定正味財産収入計</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	指定正味財産 = 使途を限定された寄付金のこと	
受取寄付金								0	0	0		
受取地方公共団体補助金								0	0	0		
受取民間補助金								0	0	0		
受取地方公共団体助成金								0	0	0	使途を指定された補助金等	
受取民間助成金								0	0	0		
固定資産受贈益								0	0	0		
<b>指定正味財産支出計</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>当期指定正味財産増減額</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
指定正味財産期首残高	0						0	0	0	0		
<b>指定正味財産期末残高</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>III 正味財産期末残高</b>	280,000	-1,110,000	-870,000	-680,000	-135,000	-2,020,000	7,000,000	2,465,000	-2,724,000	-259,000		